

## 水道料金・下水道使用料と消費税について

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げになりました。当町におきましても、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る必要があることから、水道料金等について、8%の消費税を適用させていただきますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成26年4月1日前から継続して水道・下水道をご利用のお客様には、経過措置として、4月1日以降の最初の検針分に関し、5%の消費税率が適用されます。

●偶数月検針地域のお客様：平成26年6月検針分から8%が適用されます。

(豊田・天神・高松地区)

税率	検針月	平成26年					
		2月	3月	4月	5月	6月	7月
5%	4月検針分 (5月に納めていただく料金)	水道ご利用期間			検針		
8%	6月検針分 (7月に納めていただく料金)			水道ご利用期間			検針

●奇数月検針地域のお客様：平成26年7月検針分から8%が適用されます。

(上吉・豊田一色・南福崎・亀崎・亀須・北福崎・当新田地区)

税率	検針月	平成26年					
		2月	3月	4月	5月	6月	7月
5%	5月検針分 (6月に納めていただく料金)		水道ご利用期間			検針	
8%	7月検針分 (8月に納めていただく料金)			水道ご利用期間			検針

ただし、使用開始日が平成26年4月1日以降のお客様の場合、初回に検針する料金等から8%の消費税率の適用となりますのでご注意ください。

また、水道加入金については、平成26年4月1日以降に新設等の申請があったものから新税率が適用されます。

【お問い合わせ先：川越町上下水道課 TEL059-366-7118】